

投資奨励委員会事務局 告示

P-7/仏暦2544年(2001年) (仮訳)

件名 輸出する自動車に関して、国内での部品生産に際して含まれる税の補償比率を定める件

投資奨励委員会事務局の告示、仏暦2537年第P-5号、件名「奨励を受けた自動車組み立て業者に前以て、自動車を輸出させること」によって、自動車組み立て事業に関する原材料輸入税減免の権利恩典の使用についての実施の原則を定めることにより、投資奨励委員会事務局が、自動車組み立て業に関し、原材料の輸入関税引き下げについての権利恩典の使用に係わる実施原則を定めたことにより、自動車組み立て事業に関しての原材料輸入関税減免率を決定する小委員会は、ここに、その後の補償として、国内で販売する車に対して90%の率内で原材料輸入税の減免を付与することを許可する。前述の原材料輸入関税の減免額は、輸出する自動車に対する国内部品生産の際に含まれる部品の輸入原材料関税を超えないものとする。

仏暦2520年投資奨励法、仏暦2534年増補改正投資奨励法(第2版)第13条および第30条による権限により、自動車組み立て事業に関して、原材料輸入関税の減免率を決定する小委員会は、投資奨励委員会からの権限の移譲を受け、輸出する自動車に対して国内部品生産原価に含まれている税を補償する比率を決定することを妥当と見なし、投資委員会事務局は、以下のように告示し一般に知らしめる。

1. 仏暦2540年5月16日より2543年11月21日までに、輸出されたHonda AccordおよびHonda Cityは、以下の課税額の保証を受けるものとする。

型式CK256 (X, Y, 1, 2) E あるいは EN	1台あたり、8029.99バーツ
型式CK266 (X, Y, 1, 2) E あるいは EN	1台あたり、7833.18バーツ
型式CK164 (X, Y, 1, 2) PB あるいは EN	1台あたり、7614.32バーツ
型式CK165 (X, Y, 1, 2) PB あるいは EN	1台あたり、8078.25バーツ
型式CF855 (X, Y, 1, 2) E	1台あたり、9805.38バーツ
型式CF865 (X, Y, 1, 2) E	1台あたり、9581.25バーツ
型式CG564 (X, Y, 1, 2) EN	1台あたり、10277.00バーツ
型式CG164 (X, Y, 1, 2) E	1台あたり、8947.68バーツ

型式CG164 (X, Y, 1, 2) EN	1台あたり、10136.03パーツ
型式3A354 (X, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、6663.30パーツ
型式3A364 (X, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、6613.26パーツ
型式3A359 (X, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、6858.07パーツ
型式3A369 (X, Y, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、6801.98パーツ
型式3A253 (Y, 1, 2) PBあるいはP	1台あたり、6002.81パーツ
型式3A263 (Y, 1, 2) PBあるいはPL	1台あたり、5823.09パーツ

2. 仏暦2543年（2000年）11月22日より輸出されたHonda AccordおよびHonda Cityは、以下の課税額の補償を受けるものとする。

型式CK256 (X, Y, 1, 2) EあるいはEN	1台あたり、6657.57パーツ
型式CK266 (X, 1, 2) EあるいはEN	1台あたり、6493.15パーツ
型式CK164 (X, Y, 1, 2) PBあるいはEN	1台あたり、6312.65パーツ
型式CK165 (X, Y, 1, 2) JN	1台あたり、6755.75パーツ
型式CF855 (X, Y, 1, 2) E	1台あたり、8110.48パーツ
型式CF865 (X, Y, 1, 2) E	1台あたり、7928.10パーツ
型式CG564 (X, Y, 1, 2) EN	1台あたり、8551.58パーツ
型式CG164 (X, Y, 1, 2) E	1台あたり、7409.58パーツ
型式CG164 (X, Y, 1, 2) EN	1台あたり、8440.09パーツ
型式3A354 (X, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、5484.83パーツ
型式3A364 (X, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、5443.83パーツ
型式3A359 (X, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、5647.38パーツ
型式3A369 (X, Y, 1, 2) PあるいはPL	1台あたり、5600.71パーツ
型式3A253 (Y, 1, 2) PBあるいはP	1台あたり、4927.16パーツ
型式3A263 (Y, 1, 2) PBあるいはP	1台あたり、4779.73パーツ

これについては、自動車組み立て事業に関する原材料輸入関税減免率を決定する小委員会が、変更を告示するまでとする。

3. 第1項および第2項で前述した補償比率は、各モデルの国内で販売する車の製造あるいは組み立てに輸入する原材料の輸入税の減免に使用するものとする。
4. 自動車組み立て事業に関する原材料輸入関税減免率を決定する小委員会が規定する、自動車組み立て業に関する原材料輸入税減

免の権利恩典の使用に関する実施原則により実施しなくてはならない。

告示日 仏歴2544年（2001年）10月

22日

署名 チュタポン・ラムパサラ

投資委員会副長官 投資委員会長官代行

この翻訳は、告示日2001年10月16日付の投資委員会事務局告示P-7/仏歴2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。